

ふぁみちえん面会交流支援利用ルール

下記をよくお読みいただいた上で、面会交流支援申込書に署名捺印してください。

1. 家庭裁判所、代理人弁護士間、公正証書など、文書での取り決めに優先します。

取り決めの無い事項（書かれていないこと）については、ふぁみちえんのルールと指示に従っていただきますので、必要なことは前もって取り決めてください。

2、同居親は子どもに面会交流をすること（離れて暮らす父親または母親と会って遊ぶこと）を伝えてください。

3、キャンセルについて：理由を必ず連絡し、ふぁみちえんが求めたときは各種証明書や証明できるもののコピーを提出し、証明できるものが無い場合は詳細を文書またはメールにてお知らせください。

4、代替え日について：不成立となった場合、その月は中止となります。次月に交流日が無い場合は繰り越します。

5、金銭やプレゼントについて：合意の無い場合は額や物に関わらず、食品を含め持ち帰り禁止です。

6、写真や動画撮影について：「はないと・いちりん」の保育室内全面禁止、その他の場所ではOKですが、写真を裁判に利用すること SNS にアップすることは禁止です。

7、携帯やスマホなどでの外部通信について：交流中は子どもと外部者との通信は禁止です。

8、祖父母や親族の同伴について：合意がない場合は禁止です。

9、連絡調整について：代理人がおらず父母間で連絡が取り合えない場合は連絡調整支援（有料 3,000 円）をご利用ください。連絡調整支援でできることは、キャンセル時の日時場所変更、プレゼントや祖父母の同伴など、合意済み事項の詳細確認（説得や交渉はできず伝言のみ）です。提出文書に書かれている内容の変更は法律事務となり非弁行為ですので伝言できません。

10、その他子どもへの禁止事項について：暴力 暴言 生活状況を聞き出す 相手の悪口 相手への伝言など、子どもが嫌がると思われることは禁止です。交流時間は、親は子どもから目を放さず責任をもって面倒を見てください。

11、当日中断・中止となる場合について：面会交流にあたり子どもが同居親から 10 分以上離れない場合、または 10 分以上別居親を拒否する場合は一旦中断し、状況が継続する場合は中止となります。